

3. 奨励申請、委員会に認可された製造工程

4. 機械の生産能力

5. 使用される原材料

6. 委託先/契約相手会社

その住所

7. 期間を明記した委託生産/その他の契約の写し

以下の条件を受け入れる。

1. 委託先/契約相手会社は会社のためのみの生産に機械/金型を使用すること。これ以外に使用されることが発見された場合、この分の恩典を取り消す。委託先/契約相手会社はいつでも調査官の調査に協力する。
2. 会社は認可日より 60 日間以内に委託先/契約相手会社より機械/金型を預かるエビデンスを事務局に提出しなければならない。その期間を経過した場合、認可を取り消す。
3. 会社は委託/その他の契約期間中、委託先/契約相手会社に 6 ヶ月毎に生産量報告をさせ、事務局に報告すること。

署名 (代表取締役)

()

日付

(社印)

担当者

電話

ファックス

แบบคำขออนุญาตนำเครื่องจักร/แม่พิมพ์ที่ได้ใช้สิทธิตามบัตรส่งเสริมไปใช้เพื่อการอื่น/ให้บุคคลอื่นใช้
F IN MC 05-02

10/07/43